

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

規則  
○福島県建設業法施行細則の一部を改正する規則 六四

## 告示

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 六四  
○道路の区域を変更する件四件 六四  
○道路の供用を開始する件四件 六四  
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 六七

## 公告

○落札者を決定した件二件 六七  
○肥料の登録の有効期間を更新した件 六九  
○家畜人工授精に関する講習会を開催する件 六九  
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 六九  
○随意契約の相手方を決定した件六件 七二  
○福島海区漁業調整委員会 七三  
○漁業法により指示する件 七三

## 規則

福島県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第七十四号

#### 福島県建設業法施行細則の一部を改正する規則

福島県建設業法施行細則（平成十二年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 法第十七条の二の規定による譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請  
正本一部及び副本一部  
五 法第十七条の三の規定による相続の認可の申請 正本一部及び副本一部  
附則  
この規則は、令和三年一月一日から施行する。  
(技術管理課建設産業室)

## 告示

### 福島県告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 解除予定保安林の所在場所  
いわき市遠野町滝字峰岸九五の一〇（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
(森林保全課)

### 福島県告示第八百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字上二九番地先から	変更前の別	A 七・〇〇 三〇・五	一、五七四・〇

同 郡同 村大字渡瀬字関下一二五番地先まで	東白川郡鮫川村大字渡瀬字上二九番地先から同 郡同 村大字渡瀬字関下一四番一地先まで	東白川郡鮫川村大字渡瀬字上二九番地先から同 郡同 村大字渡瀬字関下一二五番地先まで	東白川郡鮫川村大字渡瀬字上二九番地先から同 郡同 村大字渡瀬字関下一四番一地先まで
	変更後	変更後	変更後
	B	A	B
	九・二〇 四二・五	七・〇〇 三〇・五	九・二〇 四二・五
	一、六二〇・〇	一、五七四・〇	一、六二〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第八百九十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
 計画課及び福島県北建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供す  
 る。

令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	二本松市杉沢字馬船四 四〇番一地从先から 同 市東新殿字浮内 一〇〇番地先まで	変更前 A 一〇・二〇 三八・一 変更後 A 一一・四〇 五三・七	(メートル)	八七二・八

B	一五・七〇 五三・七	八三八・〇
---	---------------	-------

(道路計画課)

**福島県告示第八百九十二号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計  
 画及び福島県相双建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供す。  
 令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	南相馬市鹿島区北海老 字中堤四〇番二地先か ら 同 市鹿島区北海老 字釜舟戸一六七番一地 先まで 南相馬市鹿島区北海老 字中堤四五番二地先か ら 相馬市蒲庭字坂下二四 八番一地先まで 相馬市蒲庭字坂下四二 番地先から 同 市蒲庭字坂下一八 番二地先まで	変更前 A 一五・四〇 三一・四 変更後 B 一一・〇〇 四五・六 C 一一・〇〇 一一・〇〇	(メートル)	四九三・〇 二、九二〇・〇 一〇四・五

(道路計画課)

福島県告示第八百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 長
県道下関 河内小生 瀬線	東白川郡矢祭町大字下 関河内字沼ヶ沢一一番 一地从先から 同 郡同 町大字下 関河内字日渡六五番一 五地先まで	変更前 変更後	(メートル) 一三・一 二七・五 一三・一 二七・五	(メートル) 一一〇・〇 一一〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字中野町 二二三番地先から 同 郡同 村大字渡瀬字関下一 四番一地从先まで	令和二年二月一八日

(道路計画課)

福島県告示第八百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町三函二〇七番 三地从先から 同 市常磐湯本町笠井一番一 地先まで	令和二年二月一八日

(道路計画課)

福島県告示第八百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町海老相馬線	相馬市蒲庭字立切北六六番地先か ら 同 市蒲庭字坂下二四八番一 地先まで	令和二年二月一八日

(道路計画課)

福島県告示第八百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道下関河内小生瀬線

東白川郡矢祭町大字下関河内字沼ケ沢一一番一地从先から  
同 郡同 町大字下関河内字日渡六五番一五地先まで

令和二年二月一八日

(道路計画課)

## 福島県告示第八百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
下名目津三号2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十一号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
二本松市百目木字

下名目津

八十番

四十五番

二十三番

四十四番

一号及び十一号

二号、三号、四号、五号及び十号

六号及び七号

八号及び九号

(砂防課)

## 公 告

## 公告第274号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
令和2年10月28日
- 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 落札金額  
107,271,852円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年9月18日

(農林総務課)

## 公告第275号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
令和2年12月18日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
LMD金属3Dプリンタ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アオバサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目11-5
- 5 落札金額  
69,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年10月9日

(入札用度課)

公告第二百七十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
			4.0	2.0	—				
843	混合有機質肥料	TG混合有機質肥料 420号			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ アグリア株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和5年12月17日	

(農業総合センター)

公告第二百七十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。  
令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 開催期日  
令和三年二月一日から同月二十二日まで
- 二 場所  
福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地一
- 三 対象家畜の種類  
牛

四 受講人員  
十三名程度

五 受講資格  
家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者  
福島県農業総合センター農業短期大学の学生である者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和二年十二月二十四日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、令和三年一月二十日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。  
2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第二百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
安積疏水土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 本田 陸夫

同 古川 常雄

同 國分 周司

同 橋本 壽一

同 渡邊 武夫

同 渡邊 雄一

同 七海 勝也

同 馬場 亨守

同 橋本 幸一

同 廣田 耕一

同 伊東 喜一

同 河治 勝一

住所  
郡山市喜久田町前田沢一丁目一四番地

同 市三穂田町富岡字一本杉五番地

同 市谷地本町七一番地

同 市三穂田町山口字山田一七五番地

同 須賀川市北横田字新田一三四番地

同 本宮市仁井田字上野台一一番地

同 郡山市安積町成田字東丸山五七番地

同 本宮市本宮字大森二番地の一〇

同 郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地

同 市日和田町字南原二番地の一三一

同 市片平町字南中町三五番地

同 市片平町字庚垣原一四番地

同 岡部 秀勝  
須賀川市仁井田字東町一八七番地

同 横田 泰和  
同 市新町五番地二

同 根本 匠  
郡山市咲田二丁目二〇番二号

同 品川 萬里  
同 市富久山町久保田字水神山八五番地の四号

同 吉田 栄一  
須賀川市北山寺町六六番地

同 藤澤 功夫  
郡山市熱海町玉川字屋敷四八番地

同 佐久間 俊一  
同 市喜久田町前田沢字上原一七番地

同 國分 周司  
住所  
郡山市谷地本町七一番地

同 横田 泰和  
須賀川市新町五番地二

同 五十嵐 勝則  
本宮市岩根字上清水三九番地

同 橋本 幸一  
郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地

同 廣田 耕一  
同 市日和田町字南原二番地の一三一

同 伊東 喜一  
同 市片平町字南中町三五番地

同 河治 勝一  
同 市片平町字庚垣原一四番地

同 折笠 俊一  
同 市喜久田町前田沢字上原一七番地

同 富塚 久夫  
同 市安積町荒井字田中屋敷一三番地

同 飯塚 義弘  
同 市三穂田町大谷字西向九四番地

同 善方 春夫  
須賀川市守屋字里五四番地

同 河原 良寿  
郡山市三穂田町富岡字銀治田九五番地

同 大槻 忠洋  
須賀川市縮ヶ岡字本郷一五三番地

同 根本 匠  
郡山市咲田二丁目二〇番二号

同 品川 萬里  
同 市富久山町久保田字水神山八五番地の四号

同 吉田 栄一  
須賀川市北山寺町六六番地

同 藤澤 功夫  
郡山市熱海町玉川字屋敷四八番地

同 安藤 喜勝  
同 市三穂田町山口字芦ノ口二九番地

同 安藤 喜勝

公告第二百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
広戸川沿岸防災溜池土地改良区

退任した役員

役別 氏名

同 安藤 喜勝

住所

(農村計画課)



**公告第280号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（白河都市環境センター） 10,650 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社鮫川リサイクル 福島県須賀川市横山町83番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
5,280円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

**公告第281号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター） 10,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額  
13,750円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

**公告第282号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300 t



- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
19,800円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

### 公告第283号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 7,200t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額  
16,500円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

### 公告第284号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 5,600t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,440円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第285号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 8,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社 東京都文京区小石川一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
14,300円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和二年十二月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

一 指示の内容

1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

